

「家族社会学」の授業で受講生が「男女共同参画社会ってなあに？」 パネル展を見学しました

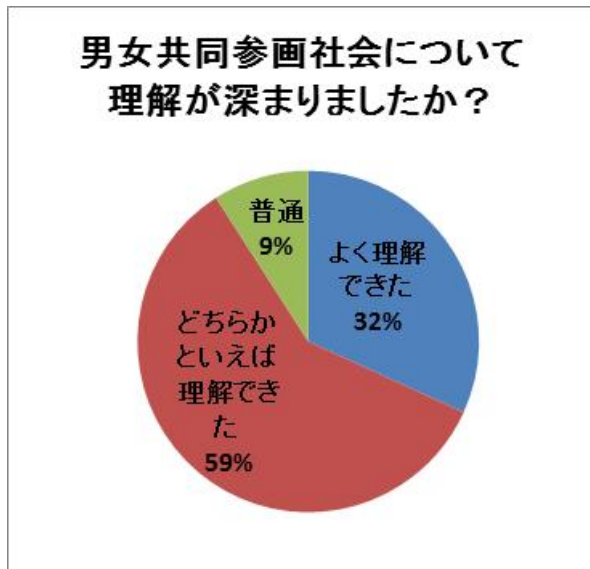
平成 25 年 6 月 19 日に教育学部の森田美佐准教授の授業「家族社会学」では、受講生が「男女共同参画社会ってなあに？」パネル展を見学しました。このパネル展は、男女共同参画推進室の主催で、高知大学朝倉キャンパス総合研究棟 1 階ディスプレイホールで開催しました。こうち男女共同参画センターソーレの協力を得て、男女共同参画週間(6 月 23 日～6 月 29 日)に先駆けて 6 月の 1 か月間の実施となりました。



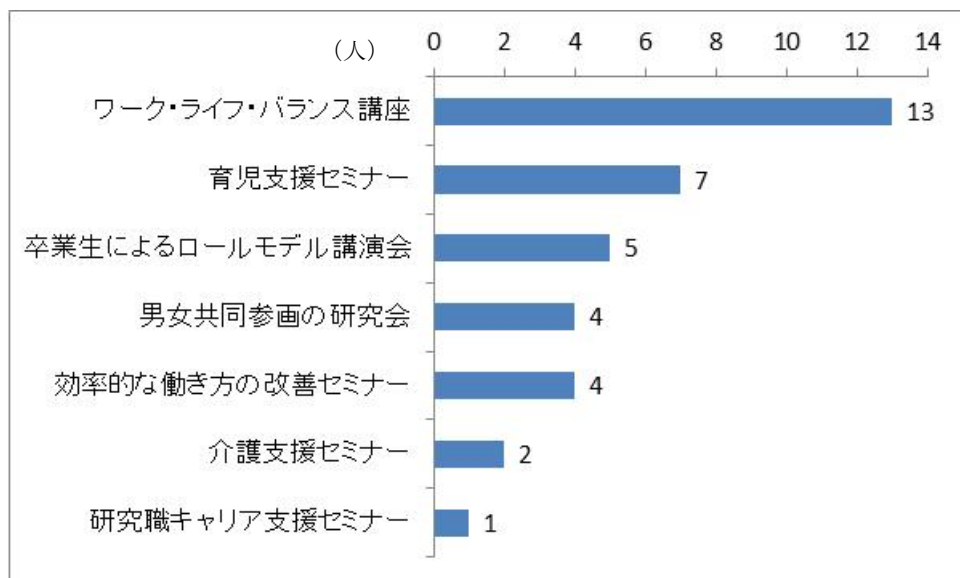
受講学生アンケート

学生アンケートの結果からは、「よく理解できた」32%、「どちらかといえば理解できた」59%と、9割の学生がパネル展を通して男女共同参画についての理解を深めていることが明らかになりました。

「家族社会学」受講学生へのアンケート結果 総数 22名(女子学生 17名、男子学生 5名)



今後、男女共同参画推進室にどのような取組をしてほしいですか？



パネルの解説と学生の感想から ～男女共同参画から何を学び考えるか？～

●終戦、そして男女共同参画の幕開け(1945～)

「家族社会学」の授業で学生たちは、近代家族の形成と終焉について勉強してきました。今回のパネル展では、戦後 1945 年以降の高知・日本・世界における男女共同参画の進展が年表形式で示されており、授業内容と連動してパネル見学が行われました。1946 年にベアテ・シロタ・ゴードンという当時 22 歳の女性が男女平等を憲法に起草したことには、ゴードンが自分たちとほぼ同じ歳の女性であることに学生たちは驚いていました。

ベアテ・シロタ・ゴードン 男女平等を憲法に起草 1946年

日本国憲法に「男女平等」を書いたのが当時22歳だったGHQ職員ベアテ・シロタさん。子ども時代の10年間日本で暮らし、日本の女性に権利がないことを知っていたベアテさんは「女性が幸せにならなければ日本は平和にならない」という必死の思いで「男女平等」の草案を書いたのです。



GHQ時代



*GHQ…第二次世界大戦後、日本を占領した連合国軍(米・英など)の総司令部

●「婦人の10年」の始まり、高知の女性政策始動(1976～)

「高知県でも、婦人担当設置など女性問題の取組がなされてきたことを知りました。終戦とともに、男女平等の理念が全国に広がってきたということがわかりました。また、女性差別の撤廃のために、様々な女性の働きかけがあったということも学ぶことができました」との感想がありました。1976年からの10年間は「国連婦人の10年」とされ、この間に高知県で進展した男女共同参画の取組について、学生が理解を深めることができました。1983年には高知市では婦人担当が設置されています。

「国連婦人の10年」 1976年

国連は1975(昭和50)年の世界会議で「世界行動計画」を採択しました。その推進を世界的規模で図るため、1976(昭和51)年から10年を「国連婦人の10年」と定め、積極的施策を行うことを決めました。

●女子差別撤廃条約批准から拠点施設形成へ(1985～)

1985年には、「女子差別撤廃条約」を日本が批准します。日本政府は批准の条件を、(1)国籍法を父系血統主義から父母両系主義に改正、(2)家庭科の男女必修、(3)「男女雇用機会均等法」の3点としました。

「1980年代からの声ある強い女性たちの働きが社会を変える一歩になったということがわかった。やはりおかしい

「女子差別撤廃条約」批准 1985年

1979(昭和54)年「女子差別撤廃条約」が国連で採択されました。

日本は1980(昭和55)年「国連婦人の10年中間会議」で署名した「女子差別撤廃条約」の批准を要求する女性たちの声に押されて1985(昭和60)年批准をしました。批准にあたっては、この条約の主旨に沿った国内法を整備しなければならないため、政府は批准の要件を(1)国籍法を父系血統主義から父母両系主義に改正、(2)家庭科の女子のみ必修を男女必修へ、(3)「男女雇用機会均等法」の法制化の3点にとどめてナイロビでの世界会議にのぞみました。

と思ったことは声をあげていかなければ社会の流れにのみこまれてしまうのだなと思った」。この感想にあるように既存の社会制度に対して「おかしい」と感じることに声を挙げる人々がいることによって、世の中の仕組みや流れを変えていこうとする働きが男女共同参画の進展に繋がったという認識を学生は得ていました。

●北京会議からの大きな流れ、男女共同参画へ(1995～)

男女共同参画社会基本法(1999年6月施行)については、「女」「男」である前にひとりの「人間」であること

男女共同参画社会基本法 (1999年6月施行)
「女」「男」である前にひとりの「人間」

とが、パネルでは解説されています。これについても、次のような感想がありました。「男女関係なく家事、稼ぎをすることが私の理想です。このパネルでもあるように、女男である前に人間ということだったので、みんなで協力してやっていくことが必要だと思った」。ひとりの「人間」であることの大切さに気づいた学生は、それでは自分がこれからどのように生活し、働いていくのかについて考えを深めていました。

●男女共同参画社会基本法

また男女共同参画社会とは、「人権の尊重」「社会制度・慣行への配慮」「政策立案決定への参画」「家庭生活における活動と他の活動との両立」「国際的な協調」であることがパネルでは説明されています。学生

●基本理念—男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

1 男女の人権の尊重

男女の差別をなくし、「女」「男」であるまえにひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行について考えていきましょう。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事も、学習も、地域活動もできるようにしていきましょう。

5 国際的協調

他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

からは、「自分もこれから社会に出て育児などの家事と仕事の両立をしっかりと充実した生活を送りたいと思っています。そのためにも今よりさらに効率的な働き方ができる世の中になってほしいと願っています」という感想がありました。学生にとっては、卒業後社会に出てから自分がどのように家事や仕事をしていくのかをイメージすると同時に、社会や世の中のあり方がどのようになることが望ましいかについて考えるために有意義な機会

となりました。

●扉を開けた女たち

土佐は自由民権発祥の地といわれて、明治初期から新しい女性観を求めて活動がなされてきました。特に「民権ばあさん」の名で知られる楠瀬喜多については、学生たちもパネル上に知っている名前として見つけていました。自由民権運動の中で楠瀬喜多の主張が「婦人参政権の発祥」へと繋がったことから、土佐という土地に根付いた男女共同参画を把握することができました。「活躍した女性のことも書かれており、私も同じ女性としてがんばりたいと思った」とあり、土佐で多くの女性たちが女性の地位のために活躍したことは今日の女性を勇気づけていることが確認できました。

(文責・男女共同参画推進室 特任助教 小島 優子)

(パネル作成：こうち男女共同参画社会づくり財団)

